

323億円のMICE施設計画は凍結し 公共施設や住宅再建を最優先に！

熊本地震での市有施設の被害想定額

施設名	被害想定額
熊本城	564億円
市民病院	258億円
学校施設	228億円
本庁舎・市営駐車場・駐輪場	5億円
古京町別館	10億円
動植物園	11億円
スポーツ施設(総合体育館・アクアドーム・水前寺競技場ほか多数)	40億円
市民会館	5億円
健軍文化ホール	2億円
ジェーンズ邸	5億円
市営住宅	6億円
その他(新都心プラザ・コミセン等)	約150億円
公共施設計	約1284億
インフラ施設(道路・橋・河川・公園・上下水道等)	約430億円
農作物等への被害	約90億円
社会福祉施設	約60億円

地元紙7月10日付に「MICE『進める』」との見出しで、大西市長へのインタビュー記事が掲載されました。

熊本地震からの復旧・復興の取り組みのさなか、323億円のMICE施設整備を進めるとの記事に、市民からも大きな疑問の声が寄せられました。

市の担当課に確認したところ、「記事の内容は正しくなく、市民生活の再建を優先するべきであり、MICE整備の内容や時期なども現在検討している」との説明がありました。

多くの住宅が被害を受け、いまだ修繕や再建が進んでいません。公共施設等についても、機能回復に向け左表の通り、莫大な費用を要します。323億円のMICE整備は凍結し、公共施設や住宅再建を最優先に取り組むべきです。

特別寄稿

「日本共産党 市議会だより」1000号おめでとうメッセージ

継続は力なり・

まさにこの言葉がぴったりです。ホームページ作成のお手伝いをさせて貰って数年になりますますが、そのずっと前から、市民と市政を結ぶ大切な役割を担い、週1回の定期発行を続けてこられた、議員と事務局の方々のご尽力に頭が下がります。

インターネットで調べると、全国の共産党市議団で、「市議会だより」や「ニュース」を発行していますが、これほど長い期間を毎週欠かさず発行し、市民に親しまれている取り組みは特筆すべきことだと思います。

そして、過去に発行された市議会だよりもパソコンやスマホからダウンロードして簡単に読むことができますので、時系列を追って、その時々の方々の要望や、市議会の賛否の状況、市政の問題を知ることができます。

例えば、二〇一五年二月一日発行の935号では、熊本市に対し、耐震基準を満たしていない熊本市市民病院の建て替えを緊急に申し入れています。熊本地震の起きる一年以上も前のことです。こうした記事からも、市民のいのちを一番に考える共産党市議団の働きがよくわかります。

その時々ホットな課題をわかりやすく編集されて、たいへん読みやすい「市議会だより」です。私も読者の一人として今後とも楽しみにしています。

大畑靖夫(ホームページ担当)

(控室から)

あべ広美候補がのこしたもの

やまべひろし

参議院選挙が終わりました。結果として国会での勢力図を大きく塗りかえることは、かないませんでした。市民・野党共闘の候補が、全国32の1人区のうち11選挙区で勝利し、前回参院選の2選挙区から大きく躍進しました。また、日本共産党も改選議席増の6議席をかちとることができました。

熊本選挙区では市民の押し上げにより、あべ広美候補を全国に先駆けて擁立、選挙に臨みました。しかし、熊本地震で選挙戦の様相が一変します。あべ候補は自らも被災し車中泊を続けるなか、避難所を丹念にまわり、被災者の生の声を聞きました。それをもとに、野党議員らと政府交渉に臨むなど、被災者本位の復興を訴えました。また、争点かくしに走る与党に対しては、「安保法制廃止」「憲法改悪反対」「アベノミクスによる格差の是正」を真正面から訴え、期待と共感を広げました。

残念ながら議席には届きませんでしたが、この保守王国熊本で市民が野党の背中を押した、まさに『市民革命』のシンボルとして先頭でたたかっていた、あべ広美候補がのこしたものを、しっかりと引き継ぎ発展させることが、私たちの責務だと痛感しています。



日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO.1005
2016年7月17日
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

ご存知ですか？ 様々な震災支援制度

震災の被災者支援制度についての相談が多く寄せられています。制度そのものが知られていないことや、自分自身が制度の対象となっていることを知らないなど、支援制度が十分に活用されていないケースも少なくありません。問い合わせの多い相談をもとに、制度をご紹介します。

生活再建支援制度



賃貸アパートや借家の方も支給の対象となります

住宅が全壊（大規模半壊）の被害を受けた世帯に対して支援金が支給されます。アパートや借家にお住まいの方も支給対象となります。「大家さんだけが対象になると思っていた」「アパートなので、り災証明の手続きをしていない」など、制度が活用されていない場合もあります。支給金額は下表のとおり（単身世帯は3/4）です。

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ①+②
複数員 世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円

市民税や国保料の減免



半壊以上の被害を受けた方は、市民税や国民健康保険料の減免が受けられます。ただし、り災証明が発行されただけでは減免とならず、減免申請が必要です。

◆ 不明な点があれば 市議団 328-2656 までご連絡ください

北口和皇議員の違反を問う「政治倫理審査会(第6回)」開催

異例づくめのサービス付高齢者住宅の建築確認

7月11日、北口和皇議員の不当要求等を審査する「第6回政治倫理審査会」が開かれました。

中央区国府に建設されたサービス付高齢者住宅の建築確認にかかわる問題が審理されました。

北口議員は、建築確認に関係ない「里道の境界確認」を理由に抗議

地元の大農区長である北口議員は、「隣接する里道の境界立ち合いがされていないのに建築確認をするのはおかしい」と、市や検査機関に異議を唱えました。しかし、市は「境界

確定は審査の対象外である」と、北口議員にも説明し、検査機関には確認作業を淡々と進めてほしいと伝えていました。北口議員の言い分には全くの道理がありません。

法定期間(70日)の2倍の「136日」を要した異例の建築確認

法定の建築確認期間は70日です。しかも、現在建築確認の約9割は民間事業者が行っており、民間の場合は業務約款で「35日以内」と定められています。(合理的な理由がある場合でも70日以内) 要するに、民間

で確認をする場合は、かなりスピーディに建築確認が行われていきます。今回の高齢者住宅の場合は、最長70日の約2倍の期間を要しており、異例の状態です。

竣工後の里道立会いに、異例の「都市建設局長」参加

竣工後の2015年2月9日の里道立会いには、都市建設局長他10名が参加しました。里道の立会いに局長が参加した例はなく、異例の立会いになりました。しかも、この場でも北口議員は大声を張り上げました。

次回の審査会には 北口議員の弁明も

7月下旬から8月上旬に予定される次回の政治倫理審査会には、北口議員に弁明の機会が設けられる予定です。